

2026 年 4 月 30 日

2025 年度における適正手続の遵守状況の総括

企業会計基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「会計基準適正手続規則」という。）第 31 条に基づき、2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。

（適正手続監督委員会への委員会の報告）

第 30 条 委員会は、重要と認められる企業会計基準等の公表又は改正及び修正国際基準の改正の都度、又は適用後レビューの計画又は実施の都度、適正手続監督委員会に対して、別紙を参考に本規則の遵守の状況を書面にて報告する。なお、必要に応じて、当該報告に、企業会計基準等の補足文書の開発に係る本規則の遵守状況の報告を含める。

第 31 条 委員会は、原則として年 1 回、適正手続監督委員会に対して、対象年度における適正手続の遵守状況の総括を報告する。

II. 適正手続の遵守状況

2. 本年度における適正手続の遵守状況については、第 3 項から第 16 項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

審議テーマの決定

3. 本年度における新規テーマは、以下の企業会計基準諮問会議からの提言及び当該提言に基づく委員会による審議により選定された（会計基準適正手続規則第 23 条第 1 項）。なお、以下の(1)については、2024 年 11 月 21 日に公表した公開草案「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」に寄せられたコメントを踏まえて ASBJ から企業会計基準諮問会議に対し審議テーマについての検討を要請したものである（会計基準適正手続規則第 23 条第 2 項）。

- (1) 2025 年 3 月 18 日に開催された第 543 回企業会計基準委員会において、「法人税等会計基準等の見直し」について、企業会計基準諮問会議から新規テーマとして提言が

なされた。この提言を受けて、2025 年 4 月 2 日に開催された第 544 回企業会計基準委員会において審議した結果、新規テーマとして取り上げることとした。

(2) 2025 年 7 月 24 日に開催された第 551 回企業会計基準委員会において「排出量取引制度に係る会計上の取扱い」について、企業会計基準諮問会議から新規テーマとして提言がなされた。この提言を受けて、2025 年 8 月 12 日に開催された第 553 回企業会計基準委員会において審議した結果、新規テーマとして取り上げることとした。

4. なお、前項(1)に関連して 2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用となる防衛特別法人税に係る取扱いについては、本来、法人税等会計基準の見直しによる原則的な定めで対応すべきところ、開発と周知・準備に一定の期間を要すると見込まれることから、当該見直しに係る改正後の会計基準等とは別に実務対応報告を公表することで短期的な対応を行うこととした。

論点整理の公表

5. 本年度においては、論点整理は公表されていない。

公開草案の公表

6. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 企業会計基準公開草案第 83 号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等（2025 年 4 月 23 日公表、2025 年 6 月 30 日コメント期限、以下「企業会計基準公開草案第 83 号」という。）
- (2) 企業会計基準公開草案第 87 号「後発事象に関する会計基準（案）」等（2025 年 7 月 8 日公表、2025 年 9 月 12 日コメント期限、以下「企業会計基準公開草案第 87 号」という。）
- (3) 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等（2025 年 10 月 29 日公表、2026 年 2 月 6 日コメント期限、以下「企業会計基準公開草案第 89 号」という。）
- (4) 実務対応報告公開草案第 72 号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（2025 年 11 月 20 日公表、2026 年 1 月 20 日コメント期限、以下「実務対応報告公開草案第 72 号」という。）

(5) 企業会計基準公開草案第 94 号「法人税等に関する会計基準（案）」等（2026 年 1 月 9 日公表、2026 年 3 月 9 日コメント期限、以下「企業会計基準公開草案第 94 号」という。）

(6) 企業会計基準公開草案第 97 号「金融商品に関する会計基準（案）」等の公表（2026 年 2 月 27 日公表、2026 年 3 月 31 日コメント期限、以下「企業会計基準公開草案第 97 号」という。）

【修正国際基準】

該当なし

7. 前項(3)に関する適正手続の遵守状況については、(別紙 1) にて報告を行う。

8. 第 6 項の公開草案に関する主な適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

会計基準適正手続 規則	遵守状況		
	第 6 項(1) 企業会計基準公開草案第 83 号	第 6 項(2) 企業会計基準公開草案第 87 号	第 6 項(4) 実務対応報告公開草案第 72 号
公開での審議 原則として公開 (会計基準適正手続規則第 7 条第 1 項)	企業会計基準委員会の審議について、ウェブでの傍聴を認めた。	企業会計基準委員会の審議について、ウェブでの傍聴を認めた。	企業会計基準委員会及び専門委員会の審議について、ウェブでの傍聴を認めた。
資料の事前送付 原則としておおむね 1 週間前に送付 (会計基準適正手続規則第 9 条第 1 項)	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付された。	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付された。	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付された。
公開草案公表の議決の状況 委員の 5 分の 3 以上 (会計基準適正手続規則第 15 条第 1 項)	出席委員全員の賛成により公表が承認された。	1 名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。	1 名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。
公開草案の公表期間 原則として 2 ヶ月	2 ヶ月とした。	2 ヶ月とした。	2 ヶ月とした。

(会計基準適正手続規則第 20 条第 3 項)			
公開草案に寄せられた意見の公表 ホームページに公開（会計基準適正手続規則第 20 条第 4 項）	寄せられた意見を財務会計基準機構のホームページで公開した。	寄せられた意見を財務会計基準機構のホームページで公開した。	寄せられた意見を財務会計基準機構のホームページで公開した。

会計基準適正手続規則	遵守状況	
	第 6 項(5) 企業会計基準公開草案第 94 号	第 6 項(6) 企業会計基準公開草案第 97 号
公開での審議原則として公開 （会計基準適正手続規則第 7 条第 1 項）	企業会計基準委員会及び専門委員会の審議について、ウェブでの傍聴を認めた。	企業会計基準委員会及び専門委員会の審議について、ウェブでの傍聴を認めた。
資料の事前送付原則としておおむね 1 週間前に送付 （会計基準適正手続規則第 9 条第 1 項）	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付された。	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付された。
公開草案公表の議決の状況 委員の 5 分の 3 以上（会計基準適正手続規則第 15 条第 1 項）	1 名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。	2 名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。
公開草案の公表期間 原則として 2 ヶ月 （会計基準適正手続規則第 20 条第 3 項）	2 ヶ月とした。	最終基準をできるだけ速やかに適用可能とすることに対するニーズ及び公開草案の提案内容を考慮し、会計基準適正手続

		規則第 20 条第 3 項に基づき、企業会計基準委員会の議決により公表期間を短縮し、2026 年 2 月 27 日から 2026 年 3 月 31 日の 1 か月とした。
公開草案に寄せられた意見の公表 ホームページに公開（会計基準適正 手続規則第 20 条 第 4 項）	寄せられた意見を 財務会計基準機構の ホームページで公開 した。	寄せられた意見を 財務会計基準機構の ホームページで公開 した。

企業会計基準等の公表

9. 本年度に公表された企業会計基準等は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」等（2025 年 10 月 16 日公表、以下「企業会計基準第 37 号」という。）
- (2) 実務対応報告第 47 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」（2025 年 11 月 11 日公表、以下「実務対応報告第 47 号」という。）
- (3) 企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」等（2026 年 1 月 9 日公表、以下「企業会計基準第 41 号」という。）
- (4) 実務対応報告第 48 号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（2026 年 2 月 27 日公表、以下「実務対応報告第 48 号」という。）

【修正国際基準】

該当なし

10. 会計基準適正手続規則第 30 条では、委員会は、重要と認められる企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下合わせて「企業会計基準等」という。）並びに修正国際基準の公表又は改正の都度、適正手続監督委員会に対して適正手続の遵守状況を書面にて報告を行うことを求めている。本年度、個別に報告が必要となる企業会計基準等はなかった。

11. 第 9 項に記載した企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況（公開草案公表以後の状況に限る。）は、以下のとおりである。

【日本基準】

会計基準適正 手続規則	遵守状況			
	第 9 項(1) 企業会計基準 第 37 号	第 9 項(2) 実務対応報告 第 47 号	第 9 項(3) 企業会計基準 第 41 号	第 9 項(4) 実務対応報告 第 48 号
公開での審議 原則として公開（会計基準適正手続規則第 7 条第 1 項）	企業会計基準委員会の審議について、ウェブ会議の傍聴を認めている。	企業会計基準委員会及び専門委員会の審議について、ウェブ会議の傍聴を認めている。	企業会計基準委員会の審議について、ウェブ会議の傍聴を認めている。	企業会計基準委員会及び専門委員会の審議について、ウェブ会議の傍聴を認めている。
資料の事前送付 原則としておおむね 1 週間前に送付（会計基準適正手続規則第 9 条第 1 項）	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付されている。	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付されている。	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付されている。	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付されている。
再公開草案の要否に関する審議 （会計基準適正手続規則第 20 条第 5 項）	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決の状況 委員の 5 分の 3 以上（会計基準適正手続規則第 15 条第 1 項）	1 名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。	2 名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。	1 名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。	2 名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。

企業会計基準等の公表に関する賛成状況 [企業会計基準及び修正国際基準] 賛成した委員と反対した委員の名前を記載 [企業会計基準適用指針及び実務対応報告] 委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載 (会計基準適正手続規則第15条第2項) [企業会計基準等及び修正国際基準] 反対した委員の反対理由を記載 (会計基準適正手続規則第15条第3項)	企業会計基準について、賛成した委員の名前を記載した。企業会計基準適用指針について、出席委員数と全員が賛成した旨を記載した。 また、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。	出席委員数と全員が賛成した旨を記載した。 また、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。	企業会計基準について、賛成した委員の名前を記載した。企業会計基準適用指針について、出席委員数と全員が賛成した旨を記載した。 また、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。	出席委員数と全員が賛成した旨を記載した。 また、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。
公開草案に寄せられた意見と検討の結果の公表 ホームページに公開(会計基準適正手続規則第20条第4項)	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。

【修正国際基準】

該当なし

企業会計基準等の補足文書の公表

12. 本年度に公表された補足文書は、以下のとおりである。

- 補足文書「実務対応報告及び移管指針において定めている期中の取扱い」（以下「期中補足文書」という。）
- 補足文書「開示後発事象の例示及び開示内容の例示について」（以下「開示後発事象補足文書」という。）

13. 前項の補足文書に関する主な適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

会計基準適正手続規則	遵守状況	
	期中補足文書	開示後発事象補足文書
委員会が公表する企業会計基準等との関係 企業会計基準等の一部であると誤解されないようにする（会計基準適正手続規則第 12 条）。	本文書は企業会計基準等を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書であることが記載されている。	本文書は企業会計基準等を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書であることが記載されている。
補足文書の公表の了承の状況 委員会において審議した上で、了承を得る（会計基準適正手続規則第 15 条第 4 項）。	委員会で審議し、公表が了承された。	委員会で審議し、公表が了承された。

企業会計基準等の修正

14. 本年度に公表された企業会計基準等の修正は、以下のとおりである。

- 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」等の修正（2025 年 4 月 23 日公表）

15. 前項の修正の公表に関する主な適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

会計基準適正手続規則	遵守状況
公表の了承の状況 委員会において審議した 上で、了承を得る（会計 基準適正手続規則第 25 条 第 1 項(2)）。	委員会で審議し、公表が了承された。

適用後レビューの実施

16. 本年度においては、適用後レビューは実施されていない。

以 上